

- 3月31日道医：(4月10日までに道所管部課が事業調整・とりまとめの予定であるとの情報があり) 道医各理事へ事業案を緊急募集。
- 4月10日道医：各都市医師会に事業案を募集。
- 4月16日道医：新基金に対する道との意見交換会開催。
- 4月19日道医：新基金に対する厚労省との意見交換会開催。
- 4月20日道医：道との地域医療勉強会開催。
(4月22日道庁：厚労省でのヒアリング対応)
- 4月25日日医：「新たな財政支援制度担当理事連絡協議会」に出席。
- 4月30日道医：各都市医師会に事業案を再度募集。
- 5月28日道医：道に事業案を提出
4月25日に日医会館で開催された都道府県医師会「新たな財政支援制度担当理事連絡協議会」において、小職の質問に答えて、厚労省は「この基金は、年度ごとのものであり、法律が続く限り継続される、年度ごとに協議されるものである」と説明した。
また、日医は「都道府県医師会が取りまとめ役と

なってほしい、厚労省のヒアリングに、都道府県医師会関係者も是非出席してほしい」と、強い働きかけがあった。その後道医は、各都市医師会長あてに、新たな財政支援制度に関して、地元の各市町村とよく協議していただくよう連絡をした。

＜今後の対応＞

道は新たな基金の内17億円を既存の補助金の付け替えに使用し、残りを他の事業に利用する計画である。「904億円を都道府県で均等割りすると、19億円になる」と道は説明しているが、付け替え部分を除くと2億円しかない計算になる。5月30日現在道へは207の事業が提案されている。また中には厚労省関係から提出されていると思われる事業もある。われわれは知恵を絞り、総意を結集し対応に当たらねばならない。

今後は、北海道総合保健医療協議会(総医協)地域医療専門委員会(今回は7月14日開催)で検討されることになる。また8月上旬には第2回の厚労省の個別ヒアリングが実施される。道医は、この個別ヒアリング時には、是非同行したいと考えているので、ご支援ご協力を宜しく願いたい。

(7月8日記)

お知らせ

— 生命保険「団体扱い」のお奨め —

◇ 医業経営・福利厚生部 ◇

会員の皆様が加入されている下記生命保険会社(8社)の保険を、当会の『団体扱い契約』にしますと保険料が割引されます。

契約者が会員本人で『個人扱い』にてご加入されているご契約がありましたら、該当の生命保険会社担当者へ『北海道医師会の団体扱い』に変更したい旨、お伝えいただき、所定の手続きをお願いいたします。

記

【団体扱い生命保険会社名】

日本生命、ジブラルタ生命(旧セゾン生命分除く)、第一生命、住友生命、明治安田生命、富国生命、朝日生命、三井生命

※実際の割引料につきましては、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

※当会を退会した場合は、会員へ確認の上、個人扱いへ変更させていただきます。

団体扱いに変更された場合の保険料の払込方法は、以下のとおりです。

開業会員⇒「国保診療報酬」から引去
勤務医会員⇒口座振替により毎月12日に所定の口座から振替いたします。

【口座振替 取扱銀行】

北海道銀行 本店、各支店
北洋銀行 本店、各支店

2行のみ

「問い合わせ先」

- 団体扱い該当の生命保険会社
または
- 北海道医師会『事業第五課』(TEL011-231-1434)